

議案第16号

西脇市消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

西脇市消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年2月24日

西脇市長 片 山 象 三

(理 由)

消防団員の任命要件を緩和し、消防団員を確保するため。

西脇市消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例

西脇市消防団の設置等に関する条例（平成17年西脇市条例第 176号）の一部を次のように改正する。

第4条の見出しを「（任命）」に改め、同条中「次の各号に該当する者の中から任命し、一定の理由により解任する」を「次に掲げる要件を満たす者のうちから任命する。ただし、団長以外の団員について、団長が消防団の運営上特に必要があると認めるときは、当該要件にかかわらず、市長の承認を得て任命することができる」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。